



記者発表資料  
令和元年10月18日  
保健福祉部子ども・家庭支援課  
子ども育成班 担当：志賀，鈴木  
内線：2531

## 児童虐待対応に関する警察・児童相談所合同研修会の開催について

全国的に児童虐待件数が増加するとともに、深刻な事件が発生している状況を踏まえ、警察と児童相談所が緊密に連携し、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした現場対応のための合同訓練を行い、深刻な虐待事案の未然防止を図ります。

### 記

#### 1 日時

令和元年10月24日（木） 午後2時から午後5時まで

#### 2 場所

宮城県行政庁舎2階 講堂

#### 3 研修参加者

県下各警察署生活安全課警察官，仙台市・宮城県児童相談所職員 等 計70名程度

#### 4 次第

- |                               |            |
|-------------------------------|------------|
| (1)開会                         | ↑ (14:00)  |
| (2)挨拶 (宮城県保健福祉部次長)            |            |
| (3)研修及び合同訓練                   | 公開 (取材可)   |
| ①講義 (宮城県東部児童相談所長)             |            |
| ②合同訓練Ⅰ (立入調査)                 | ↓ (15:00頃) |
| ③事例発表 (兵庫県児童相談所職員)            | ↑ 非公開      |
| ④合同訓練Ⅱ (臨検・搜索)                |            |
| (4)講評及び閉会 (県警本部生活安全部県民安全対策課長) | ↓ (17:00)  |

#### 5 その他

次第「(3)②合同訓練Ⅰ」までは取材いただけますが、「(3)③事例発表」からは非公表とさせていただきます。御容赦ください。

また、取材の際は、児童相談所職員（宮城県東部児童相談所長を除く）の氏名の公表や顔の放映は御遠慮ください。（今後の業務執行に支障を来すおそれがあるため、御協力願います。）

当日は、会場内の取材場所を指定する場合がございますので、あらかじめ御了承願います。

#### (参考) 立入調査、臨検・搜索について

##### ○立入調査

虐待通告受理後、48時間以内に安全確認を行うことができない場合等、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときに児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問を行うこと。（児童虐待防止法第9条第1項，児童福祉法第29条）

##### ○臨検・搜索

「臨検」または「搜索」は双方とも強制処分として実施するもの。「臨検」とは住居に立ち入ることをいい、「搜索」とは住居その他の場所につき人の発見を目的として探し出すこと。（児童虐待防止法第9条の3第1項）